

Ⅲ 具体的な取組（各論）

基本目標1. 性別役割意識（ジェンダーバイアス）解消の実現

（1）男女共同参画に関する意識啓発・情報発信等の充実

性別役割意識（ジェンダーバイアス）解消を実現するためには、男女共同参画に関する意識啓発・情報発信等を通じて、社会や家庭における役割が性別によって分けられていることに気づき、性別役割に対する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を見直していくことが重要です。

【現状と課題】

- ・市民アンケートの結果、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について男性のほうが『賛成』または『どちらかといえば賛成』と答える割合が高く（男性11.1%、女性7.2%）、また、高校生アンケートにおいては、女子生徒の6割弱が『反対』と答えたのに対し、男子生徒は4割弱と開きがあるほか、男子生徒の約3割が『どちらともいえない』（女子生徒では2割弱）と回答。さらに、市民アンケートにおいて、男性のほうが女性よりも「ジェンダー」、「DV」、「デートDV」、「各種ハラスメント（パタハラ除く）」について『内容もよく知っている』割合が低い結果となるなど、性別役割に対する意識の男女差や、男性の男女共同参画に関する認知度の低さが浮き彫りになっている。
- ・市民アンケートにおいて、「ジェンダー」について『内容も良く知っている』割合が3割強なのに対して、「男女共同参画」について『内容も良く知っている』割合は1割強。また、「宜野湾市男女共同参画推進条例」及び『はごろもぱらん』（宜野湾市男女共同参画計画）について『知っている』割合も1割前後と認知度が低い。

No.	具体施策	取組内容	所管課
1.	① 男女共同参画（ジェンダー平等）に関する啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市報や市ホームページ、SNS、パネル展、国際女性デーなどを通じて、男女共同参画に関する取組や、本計画及び本市の「男女共同参画都市宣言」、「男女共同参画推進条例」について効果的な情報発信に努めます。 ・男女共同参画に関する市職員の意識啓発を図ります。 ・公共施設の整備・環境改善において、男女共同参画の視点を踏まえた取組がなされるよう、関係部署への働きかけに努めます。 	市民協働課
2.	② ふくふく講座による男女共同参画に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・主催講座や関係部署、企業、地域団体等とのタイアップ講座を開催し、男女共同参画に関する学習機会を提供します。 ・託児対応を継続して行うとともに、効果的な講座開催・運営に努めます。 	市民協働課

No.	具体施策	取組内容	所管課
3.	③人材育成交流センターめぶき及び男女共同参画支援センターふくふくの利用促進	・施設予約のオンライン化による利便性向上を図るとともに、地域 BWA※利用のためのポケット Wi-Fi 機器貸出サービスを広く周知し、リモートワークやオンライン会議にも対応可能なスペースとしての魅力を発信します。	市民協働課

※地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的としたネット無線システム

(2) 学校教育等を通じた意識啓発・情報発信等の充実

性別役割意識（ジェンダーバイアス）解消を実現するためには、子どもが性別役割意識を内面化したり周囲の大人が性別役割を押し付けたりしないよう、学校教育等を通じた意識啓発・情報発信等を充実させることが重要です。

【現状と課題】

- ・小中学生アンケートにおいて、小学6年生の4割強、中学2年生の5割弱が「学校（クラス）の中で、女子向き・男子向きの係」が『あると思う』と回答。また、小学6年生の6割弱、中学2年生の5割弱が「女子の方が得意・男子の方が得意な教科」が『あると思う』と回答。
- ・各種アンケートにおいて、小学生から高校生3割前後が「男の子／女の子だから〇〇しなさい」と『言われる』と回答しており、母親から言われる割合が最も高い。
- ・各種アンケートにおいて、小中学生では「学級代表や委員長」について、『女子が向いている』という回答割合が高い一方で、高校生では「生徒会長や学級委員長」について、男女の差はみられない。ただ、高校生では「生徒会副会長や学級副委員長」について『女子が向いている』という回答割合が高い。また、「校長先生や教頭先生」については『男性が向いている』という回答割合が高い。
- ・高校生アンケートにおいて、「国語」や「英語」が「得意な生徒」について、『女性』という回答割合が高い一方で、「社会」や「数学」、「理科」が「得意な生徒」については『男性』という回答割合が高い。

No.	具体施策	取組内容	所管課
4.	①学校教育を通じた男女共同参画の意識啓発	・教材や「学校と地域で育む男女共同参画指導の手引き」（文科省）を活用し、社会科や家庭科、道徳、特別活動を通じて学習機会を提供し、子どもたちが性別役割にとらわれることなく個性を伸ばせる教育に努めます。	指導課
5.	②性別役割にとらわれない進路選択・キャリア教育の実施	・職場体験学習やロールモデル人材の紹介、講演会等を通じて、さまざまな進路や職業の魅力を発信し、性別役割にとらわれない進路選択やキャリア選択の促進を図ります。	産業政策課 指導課

基本目標2. すべての人が能力を発揮できる環境の実現

本章は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく市町村推進計画（宜野湾市女性活躍推進計画）です。

（1）家庭におけるケアの分担・負担軽減の推進

すべての人が能力を発揮できる環境を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、パートナー間で協力して家庭生活の責任を共有できるよう、家庭におけるケアの分担・負担軽減を推進していくことが重要です。

【現状と課題】

- ・2024（令和6）年1月24日現在、本市における沖縄県の「沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業」は6社、国の「くるみん認定企業」は2社、同年3月末現在、「えるぼし認定企業」は1社。
- ・市民アンケートにおいて、「ワーク・ライフ・バランス」のために必要なこととして、「短時間勤務制度、フレックスタイム制（自由勤務時間制）など柔軟な勤務制度の導入」が5割強と最も高い。
- ・市民アンケートにおいて、女性の約4人に1人が「育児休業制度」を『利用したことがある』と回答しているのに対して、男性は約13人に1人に留まっている。
- ・事業所アンケート（回答数160件）において、「産前・産後休業制度」、「育児休業制度」、「介護休業制度」について3割前後が就業規則などに『規定していない』と回答。
- ・事業所アンケートにおいて、「男性が育児休業・介護休業をとること」について約2割が『抵抗がある』と回答。
- ・市職員アンケートにおいて、「現在の環境での1か月以上の育児休業・介護休業」について、男性の4割弱、女性の2割強が『取得できるとは思わない』と回答。その理由として、『まわりの職員の負担が増える』が8割と最も高い。
- ・宜野湾市職員（男性）の育児・介護休業取得人数は、2015（平成27）年～2023（令和5）年で延べ41人、取得率は23.8%となっている。

No.	具体施策	取組内容	所管課
6.	①男性の家事・育児・介護等におけるケア分担の促進	・男性向け料理教室や両親学級、認知症カフェ等の開催を通じて、男性の家事・子育て・介護に関するスキル向上や意識啓発を図り、家事・育児・介護等におけるケア分担の促進を図ります。	こども家庭課 介護長寿課 健康増進課
7.	②仕事と育児・介護の両立に向けた意識啓発	・「くるみん [*] 」認定企業及び「沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業」の情報発信や関連講座を通じて、育児・介護休業等の取得促進、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの必要性について意識啓発を図るとともに、一般事業主行動計画の策定について周知に努めます。	産業政策課

※子育てサポート企業認定（厚労省）

No.	具体施策	取組内容	所管課
8.	③多様な子育てサービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の様々なニーズに対応するため、既存の保育施設や地域の子育て支援を活用し、多様な子育てサービス等の充実に加え、保育士の育成・確保に取り組みます。 ・親子の時間の重要性を踏まえ、家庭と仕事の両立を支援するため、多様な働き方やライフスタイルに配慮した子育て環境の整備に取り組みます。 	保育こども園課 こども政策課
9.	④介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを活用し、利用者とその家族の負担軽減を図ります。 	介護長寿課
10.	⑤妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を通じて、切れ目ない支援の充実を図ります。 	こども家庭課
11.	⑥市男性職員の育児休業の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾市特定事業主行動計画に基づき、市男性職員の育児休業の取得を促進するため、制度の周知を継続するとともに、休業中の代替職員の確保など職場環境の整備に努めます。 	人事課
12.	⑦市職員の働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾市特定事業主行動計画に基づき、市職員の超過勤務の縮減、有給休暇や介護休業等の取得促進、多様な働き方の推進に努めます。 	人事課

(2) 職場における男女共同参画の推進

すべての人が能力を発揮できる環境を実現するためには、ハラスメント防止対策を講じるとともに、これまで女性の管理職登用を阻害してきた要因を取り除き、職場における男女共同参画を推進していくことが重要です。

【現状と課題】

- ・市民アンケートにおいて、男性の約3人に1人、女性の約4人に1人がパワー・ハラスメントを受けたことが『ある』と回答。そのうち男性の6割強、女性の6割弱が『誰にも相談できなかった』と回答。
- ・市職員アンケートにおいて、男性の約9人に1人、女性の約6人に1人がパワー・ハラスメントを受けたことが『ある』と回答。
- ・市職員アンケートにおいて、正職員の女性の6割弱（57.8%）が役職付きの内示を『受けたくない』と回答しており、その理由として『職員を統率する自信がない』が7割強（74.6%）と最も高い。なお、正職員の男性は3割強（34.2%）が『受けたくない』と回答しており、その理由として『仕事に対する経験・知識が足りない』が5割強（54.2%）と最も高く、『職員を統率する自信がない』は5割弱（49.2%）。
- ・2024（令和6）年4月1日現在、宜野湾市役所の管理職に占める女性の割合は26.1%。

No.	具体施策	取組内容	所管課
13.	①市内事業所に対する関係法制度の周知	・市商工会等と連携し、市内事業所に対して各種法制度（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等）、就業規則の作成義務等、ハラスメント防止対策に関する情報発信に努めます。	産業政策課
14.	②市内事業所における女性の管理職登用及び職域拡大の促進	・「えるぼし※」認定企業やロールモデル人材等の情報発信、キャリア形成支援を通じて、女性の役職への登用及び職域拡大の促進に努めます。	産業政策課
15.	③組織内（行政機関）におけるハラスメント防止対策	・宜野湾市職員ハラスメント防止等要綱に基づき、市職員に対してハラスメント防止に関する研修等を実施し、意識啓発を図るとともに、ハラスメント防止に関する指針や要綱、庁内相談先の周知徹底に努めます。また、外部相談先の必要性について検討します。	人事課
16.	④市職員における管理職等への女性登用及び職域拡大の促進	・宜野湾市特定事業主行動計画に基づき、市職員への研修機会等を提供し、職務に対する意欲向上、女性管理職の登用促進及び性別にとらわれない職域拡大を図ります。	人事課

※女性活躍推進認定企業（厚労省）

(3) 就労・キャリアアップ・起業に対する支援

すべての人が能力を発揮できる環境を実現するためには、就労・キャリアアップ・起業に対する支援を通じて、新たなステップへチャレンジできるようにすることが重要です。

【現状と課題】

- ・国勢調査によると、2020（令和2）年時点で働く女性の4割強が「パート・アルバイト等」であり、男性に比べて非正規雇用の割合が高い。また、自営業主の割合は男性が2割弱なのに対して、女性は1割弱にとどまる。
- ・国勢調査によると、2020（令和2）年時点で20歳未満の世帯員がいる核家族世帯において、母子世帯の割合は9.5%、父子世帯の割合は1.0%となっている。

No.	具体施策	取組内容	所管課
17.	①関係機関と連携した再就職・キャリアアップ等支援	・沖縄県が開催する女性向け講座や就業説明会の周知を行うとともに、ハローワーク等と連携し、非正規雇用者の正規雇用への転換や処遇改善、出産・介護等により離職した女性の再就職、キャリアアップや技能・資格取得等、就労に関する支援に努めます。	産業政策課
18.	②ひとり親家庭への自立支援	・母子・父子自立支援員によるプログラム策定から就労までのコーディネート支援を行うとともに、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の各種支援制度の周知及び利用促進を図ります。	こども家庭課
19.	③女性起業家及び起業する女性への情報提供・支援	・起業資金の調達や関連講座等に関する情報提供に努めるとともに、女性起業家ロールモデル人材の紹介や創業に関する相談支援、創業後における相談環境の整備など、女性起業家への支援に努めます。	産業政策課

(4) 地域や市の意思決定の場への女性の参画促進

すべての人が能力を発揮できる環境を実現するためには、性別役割にとらわれず活躍できる地域環境づくりや、女性リーダーの育成支援を通じて地域や市の意思決定の場への女性の参画を促進することが重要です。

【現状と課題】

- ・2023（令和5）年4月1日現在、市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性割合は30.4%、同年5月1日現在、市内自治会長に占める女性の割合は39.1%、市議会議員に占める女性の割合は11.5%。
- ・市民アンケートにおいて、「地域活動・社会活動の場」について『平等』が3割強、『どちらかと言えば男性が優遇』が約3割。一方、「社会通念・慣習・しきたりなど」について女性の4割強、男性の2割強が『男性が優遇』と回答。また、「政治の場」については、女性の6割弱、男性の3割強が『男性が優遇』と回答。

No.	具体施策	取組内容	所管課
20.	①各種審議会等への女性委員登用促進	・審議会・委員会など意思決定の機会において、従来男性が多い委員会においても女性委員の積極的な登用を図り、ジェンダーバランスに配慮した委員選出に努めるよう、関係部署に働きかけを行います。	市民協働課
21.	②各種地域団体との連携及び支援	・関係部署と連携し、各種地域団体を通じて、性別役割意識の解消に向けた啓発活動を強化します。 ・女性団体の活動に対して、継続的な支援を行います。	市民協働課
22.	③性別役割にとらわれない地域活動の促進	・誰もが気軽に参加できる地域活動を目指し、各自治会に対して性別役割意識の具体事例の紹介や出前講座等を行い、性別役割にとらわれない多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、活動の促進を図ります。	市民協働課
23.	④防災・復興における男女共同参画の推進	・自主防災組織や消防団等の防災活動に対して、性別を問わず参画を促すとともに、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策や避難所運営等の被災者支援に取り組みます。	防災危機管理室
24.	⑤地域における女性リーダー育成支援	・海外・国内セミナーへの派遣支援の継続による女性リーダー人材の育成に加え、その成果を市民へ発信し、新たな女性リーダーの輩出に努めます。	市民協働課

基本目標3. すべての人が性や人権等を尊重する平和な社会の実現

(1) 身体的性差や性に関する理解の促進

すべての人が性や人権等を尊重する平和な社会を実現するためには、性に関する正しい知識を学び、身体的性差を理解し、違いを尊重しあうことが重要です。

【現状と課題】

- ・市民アンケートにおいて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については8割弱が『知らない』と回答
- ・各種アンケートにおいて、「デートDV」について、中学2年生の約4割が、高校2年生の3割強が『言葉も内容も知らない』と回答。

No.	具体施策	取組内容	所管課
25.	①ライフステージに応じた「こころ」と「からだ」の健康に関する正しい知識の普及啓発及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・性別特有の疾患に関する予防の普及啓発を進め、健診率の向上に努めます。 ・「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※」の普及啓発や、各ライフステージに応じた「こころ」と「からだ」の健康に関する正しい知識の情報発信、学習機会の提供、相談支援に取り組みます。 ・研修への派遣等による相談員のスキルアップを図ります。 	市民協働課 こども家庭課 介護長寿課 健康増進課 生涯学習課
26.	②発達段階に応じた性教育・思春期教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育や道徳、世界エイズデー等における学習機会、妊娠前教育やデートDV等の出前講座を通じて、身体の発育や個人差、思春期における適切な行動、予期せぬ妊娠や性感染症予防について、児童生徒の発達段階に応じた性教育・思春期教育を行う。 	市民協働課 こども家庭課 指導課

※性と生殖に関する健康と権利

(2) 多様性や人権、平和に関する理解の促進

すべての人が性や人権等を尊重する平和な社会を実現するためには、多様性や人権、平和に関する理解を深め、違いを個性として受け入れ、偏見や差別をなくしていくことが重要です。

【現状と課題】

- ・市民アンケートにおいて、「パートナーシップ制度」について8割強が『必要』と回答。
- ・各種アンケートにおいて、身体の性、心の性または性的指向（同性愛など）について市民、中学生、高校生の1割弱が『悩んだことがある』と回答。なお、性別を『答えたくない』と回答した中学2年生の4割強が『悩んだことがある』と回答しており、そのうち8割弱が『相談できなかった』と回答。
- ・住民基本台帳によると、2024（令和6）年1月1日時点で市内には外国人が1,806人（全人口の1.8%）住んでいる。

No.	具体施策	取組内容	所管課
27.	①性の多様性の理解促進に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育や人権教育の学習機会、ふくふく講座の開催等を通じて、性の多様性についての共通理解を深め、偏見や差別をなくし、すべての人が尊重される社会づくりに取り組みます。 ・「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」について、国や県の動向把握、他自治体の情報収集に努めます。 	市民協働課 指導課
28.	②人権の尊重に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権をテーマに市報等にて啓発活動を行うとともに、人権擁護委員と連携した人権教育に取り組みます。 ・「人権の日」における取組をはじめ、道徳や特別活動、総合的な学習の時間において人権教育を行います。 	生活安全課 指導課
29.	③多文化共生の促進と外国人向けの情報提供支援	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人が地域や行政とのつながりを感じられ、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。 ・市政情報の多言語化や「やさしい日本語」による対応に努めます。 	市民協働課
30.	④平和行政・平和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「平和大使」の活動を通じて、平和の大切さ及び命の尊さを伝える次世代継承に取り組みます。 ・体験的な学習を行うとともに、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り、指導充実に努めます。 	市民協働課 指導課

基本目標4. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

(1) DVの防止及び被害者支援体制の充実（宜野湾市DV防止基本計画）

「配偶者等からの暴力※」（DV）を根絶するためには、DVに関する市民の認知度や理解度を向上させ、新たに加害者となる方が生じないよう、DV防止のための啓発・情報発信を充実させることが重要です。あわせて、被害に遭われている方や周囲の方が相談したり、行政及び関係機関が被害者に対し寄り添った支援を行ったりできるよう、早期発見・早期対応及び支援体制を充実させることが重要です。

なお、本節はDV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（宜野湾市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画。略称：宜野湾市DV防止基本計画）です。

※「配偶者」には法律上の結婚だけでなく、事実婚も含まれます。また、「配偶者からの暴力」には、離婚や事実婚を解消した後も続く暴力が含まれます。さらに、一緒に住んでいる交際相手からの暴力や、別れた後も続く暴力についても、DV防止法に基づいて対応することとなっています。

これらを踏まえて、本計画においては「配偶者等からの暴力」とします。

【現状と課題】

- ・各種アンケートにおいて、DVについて、市民・中学生の7割弱が『内容もよく知っている』と回答し、高校生の約9割が『言葉も内容も知っている』と回答。また、「モラル・ハラスメント（モラハラ）」については、市民の6割弱が『内容もよく知っている』と回答。
- ・2023（令和5）年の女性相談処理件数※は、新規相談者と再相談者の合計で255人。そのうちDV被害が143人と最も多い。
- ・市民アンケートにおいて、約7人に1人がDV被害について相談されたことや身近に当事者がいると回答。そのうち4割弱が『何もできなかった』と回答。
- ・市民アンケートにおいて、女性の約4人に1人、男性の約9人に1人がなんらかのDV被害を受けたことがあると回答。なお、DV被害を受けた市民の4割強が『どこ（誰）にも相談していなかった』と回答。

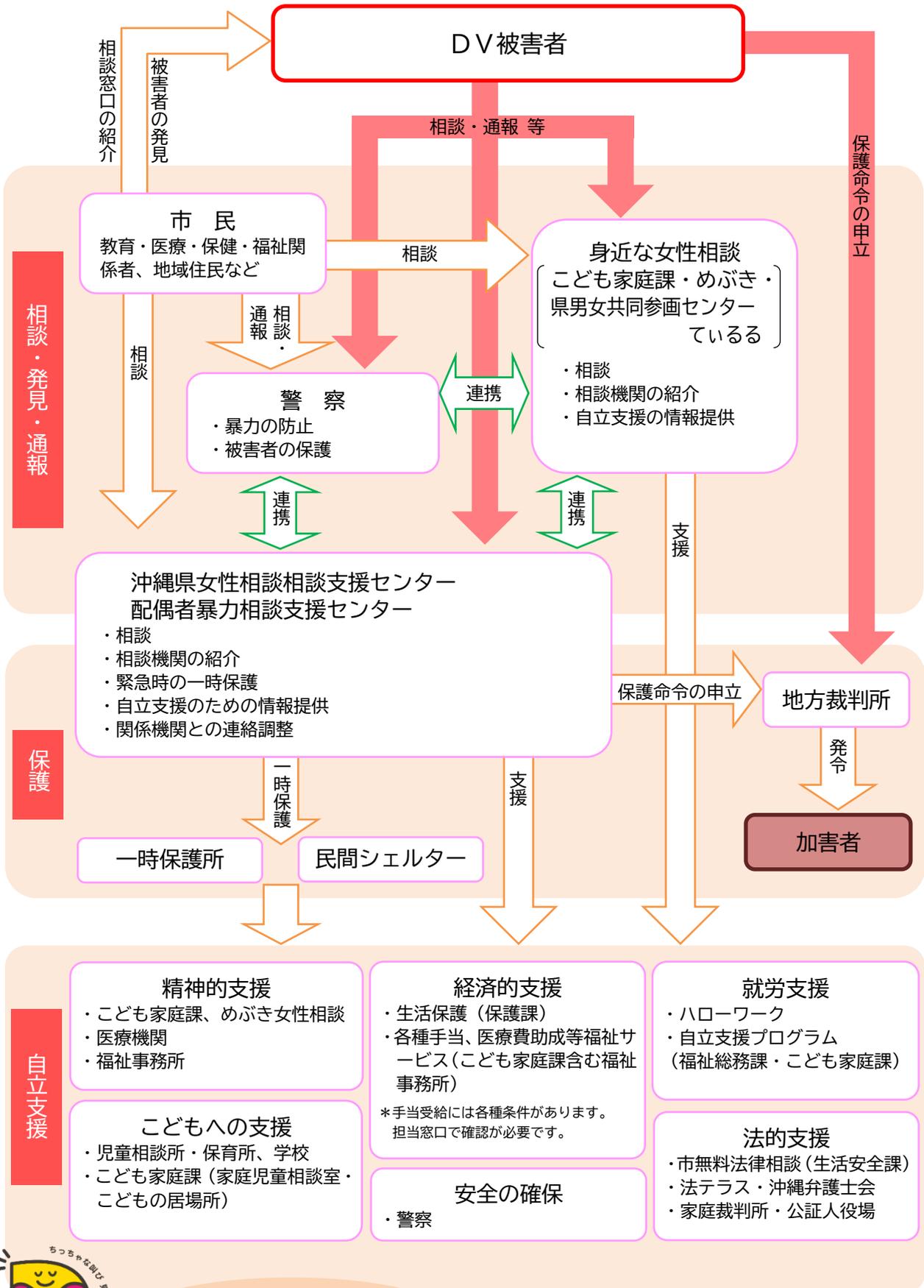
※出典：「令和6年度版 宜野湾市福祉保健の概要」。

No.	具体施策	取組内容	所管課
31.	①DV防止に向けた啓発活動の推進	・市報やホームページ、「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展・WEB展において、関連法令（DV防止法、ストーカー規制法等）の周知を徹底し、DV等防止について意識啓発を図ります。	市民協働課
32.	②加害者を生まないための意識啓発・情報発信	・新たなDV加害者を生まないよう、男性・女性向け啓発リーフレットのトイレ個室への設置、沖縄県が実施する「DV加害者更生相談室」の周知を継続して行うとともに、効果的な啓発方法を検討します。	市民協働課

No.	具体施策	取組内容	所管課
33.	③相談窓口や通報・通告義務の周知徹底	・「DV防止法」第6条に規定する通報等の努力義務、市役所や各関係機関の相談窓口の周知を強化します。	市民協働課 こども家庭課
34.	④関係機関との連携による相談・支援体制の強化	・DV防止庁内ネットワーク会議を通じて関係部署との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員、警察、社会福祉協議会、配偶者暴力支援センター、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター、児童相談所等の関係機関と連携し、被害者の早期発見や支援の充実に努めます。	生活安全課 市民協働課 福祉総務課 保護課 こども家庭課 健康増進課
35.	⑤女性相談支援センター等との連携及び転居支援	・女性相談支援センターや民間シェルターと連携し、安全な場所の確保ができるよう努めます。 ・関係部署や不動産会社と連携し、円滑な住まいの確保を促進するネットワークの構築等、被害者の転居支援に取り組みます。	福祉総務課 こども家庭課
36.	⑥支援員等のスキルアップ支援	・被害者やその周囲の方からの相談等に適切な対応ができるよう、支援員の研修機会の確保、窓口担当職員向けの二次被害防止講座の積極的な受講など、職員のスキルアップ支援に取り組みます。	市民協働課 こども家庭課
37.	⑦被害者情報保護の支援措置	・被害者を守るため、住民基本台帳事務における被害者の住民票等の交付・閲覧制限措置や住基システムにおける住所の閲覧制限等に取り組むとともに、被害者情報の取扱いについて関係部署へ注意喚起を行います。	市民課

DV被害者支援の流れ

令和7年4月1日現在



宜野湾市暴力防止啓発キャラクター
“プチサボ”

(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない市民意識の醸成

性別を問わず、性犯罪、性暴力、ストーカー行為など、性差や立場、力関係等を利用したジェンダーに基づくあらゆる暴力を根絶するためには、市民の認知度や理解度を向上させ、加害を未然に防ぎ、新たな被害者を生みださないよう、意識啓発や情報発信、相談体制を充実させることが重要です。

【現状と課題】

- ・2023（令和5）年7月に施行された「性犯罪に関する刑法改正」について、具体的な事例を踏まえ広く周知を図る必要がある。
- ・各種アンケートにおいて、「グルーミング」について、市民の6割強、高校生の約6割が『知らない』と回答。

No.	具体施策	取組内容	所管課
38.	①暴力根絶に向けた意識啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署との連携による意識啓発の推進や、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター等の各種相談窓口の情報発信に努めます。 ・「性犯罪に関する刑法改正（不同意性交罪等）」など関係法令等の情報発信を強化します。 ・上司と部下、教師と生徒など、社会的地位の差を悪用した性犯罪の防止に向け、注意喚起を徹底します。 	生活安全課 市民協働課 指導課
39.	②ネットを介した性犯罪の防止及びメディア・リテラシーの向上推進	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやSNSの普及により深刻化している性犯罪防止に向け、新たな被害者を生まないよう、加害者・加担者・傍観者とならないための注意喚起を徹底するとともに、被害者相談窓口等の情報発信に努めます。 ・インターネットやSNSの利用について、「メディア・リテラシー」に関する講座などを通じて、正しい知識や潜む危険性を学ぶ機会を提供し、市民や児童生徒への意識向上を図ります。 	生活安全課 市民協働課 指導課